

2022年6月7日

株主各位

第18期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://iif.jp>) に掲載することにより株主の皆様を提供しております。

株式会社インターネットインフィニティ

証券コード：6545

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - ロ. 代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、法令、通達、定款、社内規程及び社会規範等、職務の執行に当たり遵守すべき具体的な事項についての浸透を図り、コンプライアンス違反を未然に防止する体制を構築する。
 - ハ. 法令違反その他法令上の疑義のある行為等の早期発見を目的として内部通報制度を設け、適切に対応する。
 - ニ. 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に従い各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
 - ホ. 反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制の整備強化を図る。
 - ヘ. コンプライアンス違反者に対しては、「コンプライアンス規程」及び「就業規則」等に基づき厳正に処分を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 株主総会議事録、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「取締役会規程」、「文書管理規程」、「情報管理規程」等の社内規程に基づき、適切に作成、保存、管理を行う。
 - ロ. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスクの防止及び会社の損失の最小化を図ることを目的として「リスク管理規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
 - ロ. 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は、定款及び「取締役会規程」に基づき運営し、原則として毎月1回の定時開催に加え、必要に応じて臨時に開催し、事業運営に関する機動的な意思決定を行う。
 - ロ. 取締役及び各部門の責任者が出席する経営会議を毎週開催し、各部門からの報告を通じて取締役の職務執行に必要な情報の把握に努めるとともに、職務執行上の重要事項について協議する。
 - ハ. 「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、必要な範囲で権限を委譲し、責任の明確化を図ることで業務の迅速性・効率性を確保する。
 - ニ. 中期経営計画を実現するための計数目標として予算を策定し、各取締役及び各部門は、その目標に向けて職務を執行し、取締役会はその実績を管理する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社はグループ会社における経営の独立性を尊重しつつ、事業目的を遂行しうよう指導・助成し、相互の利益を増進するため、「グループ経営管理規程」を定めると共に「経営管理契約」を締結し、グループ会社の経営管理を行う。
 - ロ. 「グループ経営管理規程」及び「経営管理契約」に基づき、一定の事項については事前に当社と協議すべき事項、事前に当社が承認を行う事項、当社に対して定期的及び必要に応じて報告を行う事項とする。また、グループ経営の一体性を確保するため主管部門を設置し、円滑な運営の指導にあたり、担当取締役等が出席するグループ会社連絡会議を開催し、経営数値その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を求め、必要に応じて主管部門が確認・指導する。
 - ハ. 当社は、「グループ経営管理規程」及び「経営管理契約」に基づき、グループ会社に対し、内部監査を行う。当社の内部監査室は、グループ会社の監査役及び当社監査役と緊密な連携を図り、グループ会社の内部統制の有効性を監査し、その結果を当社の代表取締役社長へ報告する。
 - ニ. グループ会社には、必要に応じて当社から取締役および監査役を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行う。
 - ホ. グループ会社において当社に準じた「職務権限規程」等を定め、それらの規程等に基づき業務を執行することにより、グループ会社の職務の執行が効率的・適切に行われることを確保する。

- へ. 当社が運用している「内部通報制度」をグループ会社にも展開し、グループ会社の従業員等が直接当社に情報提供できるようにすることにより、法令違反等を早期発見する体制を確保する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役が職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合は、取締役は適切な人材を配置する。
- ロ. 補助使用人は監査役の指揮命令に従い、取締役の指揮命令からの独立性を確保する。
- ハ. 補助使用人の人事評価及び人事異動については、監査役の同意を得た上で決定する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況の把握のために、取締役会のほか経営会議等の重要会議に出席し、必要に応じて業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役及び従業員に対して説明を求めることができるものとする。
- ロ. 取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与える事実が発生し、又は発生するおそれがあるとき、或いは、取締役及び使用人による違法又は不正行為を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとする。
- ハ. 内部通報制度に基づく通報又は監査役に対する報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行のための費用等の前払又は償還等を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、当該請求に速やかに応じる。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、代表取締役社長、会計監査人、グループ会社の監査役と随時情報・意見交換を実施できる。
- ロ. 監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要に応じて追加監査の実施等を求めることができる。
- ハ. 監査役は、取締役及び使用人に対し、必要に応じて随時監査への協力を求めることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 重要な会議の開催

全取締役及び監査役出席のもと、取締役会を毎月及び臨時で開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要事項を意思決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

また、常勤取締役、常勤監査役及び各部門長出席のもと、経営会議を毎週開催し、各部門の職務執行状況の報告を受けるとともに、各部門の課題及びリスクの分析、対応策の協議を行っております。その他、常勤取締役、常勤監査役、グループ会社社長、グループ会社管理を担当する経営企画部の責任者等が出席のもと、グループ会社連絡会議を月1回開催し、主に当社とグループ会社との間で締結している経営管理契約に基づき、経営管理上必要な事前協議及び報告を行っております。

② コンプライアンス

役職員が法令等を遵守した行動をとるために、役職員に対しコンプライアンスに関する研修を適宜実施しました。また、内部監査室は、各部門の職務執行が法令、定款、社内規程等に準拠し適正に行われているかを監査し、代表取締役社長及び監査役に定期的に報告しております。さらに、当社では内部通報規程を制定しております。万一コンプライアンス違反が発生した場合にも、早期に発見し適切に対処することを目的として内部通報制度を設けるとともに、従業員が安心してこの制度を利用できるよう、内部通報者の保護等を明確に定めております。社内及び社外の通報・相談窓口を社内ポータルサイトに掲載することなどにより役職員に周知しております。

また、当期においては代表取締役社長を委員長として、コンプライアンス違反の未然防止や発生時の対応等について審議するリスク・コンプライアンス委員会を必要に応じ開催し、各部門に潜在するリスク等を把握・認識し、それぞれのリスクへの具体的対応や予防措置を講じてまいりました。

③ 監査役監査

監査役は、監査方針を含む監査計画に基づき、取締役会や経営会議等の重要な会議への出席、稟議書や契約書等の重要書類の閲覧、事業所への往査、代表取締役との面談、役職員へのヒアリング等により、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備・運用状況の監査を行っております。また、原則月1回監査役会を開催し、監査役間の情報共有を行っております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	252,302	237,302	592,010	△64,107	1,017,508
会計方針の変更による 累積的影響額			30,389		30,389
会計方針の変更を 反映した当期首残高	252,302	237,302	622,400	△64,107	1,047,898
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			186,218		186,218
連結子会社増加による 利益剰余金減少高			△3,017		△3,017
自己株式の処分		△7,292		21,491	14,199
自己株式処分差損の振替		7,292	△7,292		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	175,909	21,491	197,400
当 期 末 残 高	252,302	237,302	798,308	△42,615	1,245,297

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	—	—	1,017,508
会計方針の変更による 累積的影響額			30,389
会計方針の変更を 反映した当期首残高	—	—	1,047,898
当 期 変 動 額			
親会社株主に帰属する 当期純利益			186,218
連結子会社増加による 利益剰余金減少高			△3,017
自己株式の処分			14,199
自己株式処分差損の振替			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	197,400
当 期 末 残 高	—	—	1,245,297

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 株式会社フルケア
株式会社カンケイ舎

株式会社フルケアは2021年4月1日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

株式会社カンケイ舎は2021年12月1日の新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

I. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

II. 棚卸資産

貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

I. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数については以下のとおりであります。

建物	3年～39年
構築物	15年
車両運搬具	3年
工具、器具及び備品	3年～20年

Ⅱ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数については以下のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用) 5年以内

Ⅲ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

I. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

Ⅱ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を採用しており、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理しております。

また、一部の連結子会社は確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度を採用しており、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、3年～12年の定額法により償却を行っております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

デイサービス等の介護関連サービス

デイサービス等の介護関連サービスに係る収益は、顧客への役務提供時点で充足されると判断し、月締めで収益を認識しております。また、福祉用具の販売等については、顧客との契約に基づいて商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。

フランチャイズ契約

レコードブック事業におけるフランチャイズ契約に基づく加盟金等については、顧客にサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は契約期間にわたって充足する取引であるため、契約期間にわたって合理的な基準に基づき収益を認識しております。また、初期導入費及びロイヤルティ収入については、一時点で収益を認識しております。

Webソリューション事業

仕事と介護の両立支援サービス「わかるかいごBiz」については、顧客にサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は契約期間にわたって充足する取引であるため、契約期間にわたって合理的な基準に基づき収益を認識しております。その他の個別受注業務については、顧客によるサービスの検収が完了した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更等に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は14,713千円減少し、販売費及び一般管理費は4,981千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ19,694千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は30,389千円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19号及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(固定資産の減損損失)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形及び無形固定資産 29,835千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当連結会計年度末において減損の兆候があると判断した各資産グループに対し、減損損失の認識要否について検討を行いました。検討の結果、減損の兆候があると判断した資産グループのうち、「4. 連結損益計算書に関する注記（減損損失）」に記載した資産グループを除く資産グループ7拠点の固定資産（帳簿価額合計29,835千円）について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、当連結会計年度において減損損失の認識は不要と判断しております。

各資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度実績および翌期予算等を基礎としております。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定については、前事業年度の計算書類の重要な会計上の見積りに記載した内容から重要な変更はありません。

4. 連結損益計算書に関する注記

(助成金収入)

主に、新型コロナウイルス感染症拡大の特例措置適用を受けた雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）による助成金等を国及び地方自治体から収受し、当該助成金の支給決定額を営業外収益に計上したものです。

(減損損失)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	金額 (千円)
フランチャイズ事業	北海道	建物及び構築物、その他	2,860

当社は、原則として、事業所単位を基準としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、上記資産グループにおいては当初想定していた収益を見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定し、その使用価値を零として算定しております。

また、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式(株)	5,427,771	—	—	5,427,771

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 233,600株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に基づき、所要資金を金融機関からの借入等により調達しております。余資の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、主に介護保険制度に基づく債権であり、その大半が国民健康保険団体連合会等公的機関に対する債権であるため、リスクは僅少であります。その一部は利用者に対する債権であり、これには利用者の信用リスクが存在しておりますが、1件当たりの金額が少額かつ利用者の数が多いことからリスクは分散されております。また、Webソリューション事業の取引先に対する売掛金は信用リスクに晒されております。

賃貸物件において預託している差入保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、短期借入金、未払金、未払費用等は、ほとんど1ヵ月以内の支払期日であります。長期借入金は、事業活動に必要な資金の調達を目的にしたものであり、返済日は最長で決算日後10年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

I. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売掛金は、販売管理規程及び与信管理規程に従い、担当部署が入金状況を定期的にモニタリングし、回収懸念の早期把握を行うことによりリスク低減を図っております。

II. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金は、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

Ⅲ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

事業計画及び各部署からの報告に基づき、適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格の無い株式等は含まれておりません（(注) 参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金、短期借入金、未払法人税等及び預り金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	179,308	172,745	△6,562
資産計	179,308	172,745	△6,562
長期借入金（※）	451,746	452,001	255
負債計	451,746	452,001	255

(※) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※）	10,000

(※) 非上場株式については、上表に含めておりません。

7. 1 株当たり情報に関する注記
- | | |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額 | 231円64銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 34円67銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

会社分割による事業承継

当社は、2022年1月14日開催の取締役会において、当社の在宅サービス事業等を会社分割（簡易吸収分割）により、当社の連結子会社である株式会社カンケイ舎に承継させることを決議し、同日付で同社と吸収分割契約を締結いたしました。

この契約に基づき、2022年4月1日付で会社分割を実施いたしました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社カンケイ舎

事業の内容 居宅介護支援事業、訪問介護事業、
通所介護事業（レコードブック事業を除く）、福祉用具貸与・販売事業

② 効力発生日

2022年4月1日

③ 会社分割の方式

当社を分割会社とし、株式会社カンケイ舎を承継会社とする吸収分割方式であります。

④ 結合後企業の名称

株式会社カンケイ舎

⑤ 会社分割の目的

在宅サービス事業等の特性に合った経営体制を確立することにより、持続的な成長と収益性向上に向けた取り組みを加速させることが、当社グループ全体の企業価値向上に資するとの判断に至り、分社化を決定いたしました。今後は、展開エリアやニーズの特性を踏まえた戦略の推進や、事業の特性に合わせた組織制度や人事制度の導入による競争優位性の確立など、独自の施策を進めることにより更なる成長を目指してまいります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	252,302	237,302	—	237,302	592,010	592,010	△64,107	1,017,508	1,017,508
会計方針の変更による 累積的影響額					30,389	30,389		30,389	30,389
会計方針の変更を 反映した当期首残高	252,302	237,302	—	237,302	622,400	622,400	△64,107	1,047,898	1,047,898
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益					187,185	187,185		187,185	187,185
自己株式の処分			△7,292	△7,292			21,491	14,199	14,199
自己株式処分差損の振替			7,292	7,292	△7,292	△7,292		—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	179,893	179,893	21,491	201,384	201,384
当 期 末 残 高	252,302	237,302	—	237,302	802,293	802,293	△42,615	1,249,283	1,249,283

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～35年
構築物	15年
車両運搬具	3年～4年
工具、器具及び備品	3年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用）	5年以内
のれん	5年

③ リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

デイサービス等の介護関連サービス

デイサービス等の介護関連サービスに係る収益は、顧客への役務提供時点で充足されると判断し、月締めで収益を認識しております。また、福祉用具の販売等については、顧客との契約に基づいて商品又は製品を引き渡し一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。

フランチャイズ契約

レコードブック事業におけるフランチャイズ契約に基づく加盟金等については、顧客にサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は契約期間にわたって充足する取引であるため、契約期間にわたって合理的な基準に基づき収益を認識しております。また、初期導入費及びロイヤリティ収入については、一時点で収益を認識しております。

Webソリューション事業

仕事と介護の両立支援サービス「わかるかいごBiz」については、顧客にサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は契約期間にわたって充足する取引であるため、契約期間にわたって合理的な基準に基づき収益を認識しております。その他の個別受注業務については、顧客によるサービスの検収が完了した時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は発生年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更等に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は14,713千円減少し、販売費及び一般管理費は4,981千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ19,694千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は30,389千円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19号及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(固定資産の減損損失)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形及び無形固定資産 29,835千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度において減損の兆候があると判断した各資産グループに対し、減損損失の認識要否について検討を行いました。検討の結果、減損の兆候があると判断した資産グループのうち、「5. 損益計算書に関する注記(減損損失)」に記載した資産グループを除く資産グループ7拠点の固定資産(帳簿価額合計29,835千円)について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、当事業年度において減損損失の認識は不要と判断しております。

各資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度実績および翌期予算等を基礎としております。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定については、前事業年度の計算書類の重要な会計上の見積りに記載した内容から重要な変更はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権 2,538千円

関係会社に対する短期金銭債務 2,557千円

5. 損益計算書に関する注記

(関係会社との取引高)

営業取引による取引高	
売上高	2,213千円
販売費及び一般管理費	3,412千円
営業取引以外の取引高	1,000千円

(助成金収入)

主に、新型コロナウイルス感染症拡大の特例措置適用を受けた雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）による助成金等を国及び地方自治体から収受し、当該助成金の支給決定額を営業外収益に計上したものです。

(減損損失)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	金額 (千円)
フランチャイズ事業	北海道	建物・工具、器具及び備品	2,860

当社は、原則として、事業所単位を基準としてグルーピングを行っております。

当事業年度において、上記資産グループにおいては当初想定していた収益を見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定し、その使用価値を零として算定しております。

また、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式(株)	74,306	2,272	24,911	51,667

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増減理由は以下のとおりです。

- | | |
|-------------------------------|---------|
| ① 譲渡制限付株式の無償取得による増加 | 2,272株 |
| ② 2021年6月24日の取締役会決議による自己株式の処分 | 24,911株 |

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	10,606千円
減損損失	5,243
前受収益	9,364
繰延消費税等	878
未払事業税	3,766
資産調整勘定	6,156
資産除去債務	14,069
減価償却超過額	48,894
その他	18,860
繰延税金資産小計	117,841
評価性引当額	△18,394
繰延税金資産合計	99,446
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△8,334
税務上の収益認識差額	△18,224
繰延税金負債合計	△26,559
繰延税金資産の純額	72,887

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 232円38銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 34円85銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

連結計算書類の連結注記表「8. 重要な後発事象に関する注記」における記載内容と同一であるため、記載しておりません。